

令和８年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等 揭示文兼入札説明書

標記の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

第１ 入札等実施要領

- １ 入札公告の揭示日
- ２ 発注者
- ３ 調達内容
- ４ 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- ５ 競争参加資格確認申請書等の提出
- ６ 同等品の認定申請について
- ７ 質問書の提出及び回答
- ８ 入札手続き及び落札者の決定
- ９ その他の手続等
- １０ 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
- １１ 問合せ先

第２ 入札心得書（物品購入等）

第３ 単価契約書

第４ 仕様書

第５ 個人情報等の保護に関する特約条項

第６ 提出書類様式

- ・ 提出書類一覧表
- ・ 競争参加資格確認申請書(様式１)
- ・ 会社概要書(様式２)
- ・ 納入物品保証書(様式３)
- ・ 同等品申請書(様式４)
- ・ 使用印鑑届(様式５－１)年間委任状(様式５－２)委任状(様式５－３)
- ・ 入札書(様式６)
- ・ 内訳明細書(様式７)及び中封筒見本

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社ＵＲコミュニティ西日本業務センター

第1 入札等実施要領

1 入札公告の掲示日

令和8年10月9日（金）

2 発注者

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ西日本業務センター

センター長 河邊 清和

3 調達内容

(1) 件名

令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 納入期限

契約締結日翌日～令和9年10月31日

(4) 納入場所

仕様書による

4 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加資格

イ 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

I 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達95号)第331条及び第332条の規定に該当する者

II 入札書受領期限の日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ ①～⑤に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の

履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

⑦ ①～⑥に該当する者を入札代理人として使用する者

Ⅲ 申請書受付日から開札日までの間において、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者

Ⅳ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（定義については機構ホームページ「入札・契約情報 <http://www.ur-net.go.jp/order/>」参照）

Ⅴ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ロ 次の要件を満たしている者であること。

Ⅰ 令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構関西地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「物品販売」の認定を受けていること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは何ら関係がないため、注意されたい。

競争参加資格審査については、下記（一般競争参加資格の申請）のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）及び添付書類を提出して物品販売に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→物品購入等の「随時受付」事項を参照）。

（一般競争参加資格の申請）

① 申請期間(到着期限)： 令和 8 年10月26日（月）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前 9 時15分から午後 5 時40分まで（午前11時45分～午後12時45分除く。）

② 申請先： 〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島町 5-1 日本生命熊本ビル 12 階 令 7・8 資格審査担当

③ 申請方法： 原則として電子メール方式による（詳細は、上記HP 中「電子メール申請ガイド」に従うこと。）。

上記到着期限の 1 営業日前正午までに 8（1）ハ まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイド従い同午後 5 時40分までに②の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード（有効期限有。）通知メールの受信を完了し、上記到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各

期限を過ぎた者にあつては、本競争に参加することができない。

- Ⅱ 当業務に関し、納入及び迅速なアフターサービスを保証することを「納入物品保証書」(様式3)により証明し、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ(以下「当社」という。)が認めた者であること。

(2) 競争参加者に求められる義務

イ 競争参加者は、上記4(1)ロの資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、競争参加資格確認申請書(様式1)及び会社概要書(様式2)、納入物品保証書(様式3)を提出しなければならない。このとき、上記4(1)ロⅠに掲げる要件を満たしていない者も、競争参加資格審査申請書を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に競争参加することができる。

ただし、開札の時点までに当該要件を満たさなかったときは、提出された入札書等を無効とする。

ロ 入札の前日までの間において、提出された証明書等の内容に関して当社から照会があった場合には、十分な説明をしなければならない。

(3) その他

イ 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

ロ 当社に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

ハ 当社に一旦提出された書類は返却しない。ただし、再公募となった場合は返却する。

ニ 当社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

ただし、発注者が必要と認める場合は、追加資料の提出を認めることがある。

ホ 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出期限、方法等

イ 提出期限 令和8年10月26日(月)午後5時

ロ 提出方法 一般書留郵便又はレターパック等の配達記録が証明できるもの(以下「書留郵便等」という。)による郵送とする。(同日同時刻必着のこと)

提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。
郵送は、封筒の表に「令和 8 年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等」・「申請書在中」と朱書きすること。

ハ 提出場所 〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 20 号
明治安田生命大阪梅田ビル 18 階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社 U R コミュニティ西日本業務センター 業務課
TEL06-7526-5000

ニ 提出資料 ・「競争参加資格確認申請書」(様式 1)
・「会社概要書」(様式 2)
・「納入物品保証書」(様式 3)

(2) 競争参加資格確認結果の通知について

イ 結果通知日 令和 8 年 10 月 30 日 (金) まで

ロ 通知方法 結果通知日に郵送にて競争参加資格確認通知書を発送する。

6 同等品の認定申請について

(1) 仕様書記載の基準品以外で応札しようとする場合は、「同等品申請書」(様式 4) により同等品の認定申請を行い、当社の審査を受け、認定を受けた上でなければならない。なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号) 第 6 条に基づく「環境物品等の調達の基本方針」において定められている特定調達品目の同等品については、可能な限り、特定調達物品(グリーン購入法適合商品)とすること。

(2) 提出期限、方法等

イ 提出期限 令和 8 年 10 月 26 日 (月) 午後 5 時

ロ 提出方法 同日同時刻必着での書留郵便またはレターパックによる郵送とする。

郵送は、封筒の表に「令和 8 年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等」・「同等品申請書在中」と朱書きすること。
なお、電送によるものは受け付けない。

ハ 提出場所 5 (1) ハに同じ

ニ 提出書類 ・「同等品申請書」(様式 4)
・製品の取扱説明書や製品紹介 URL、カタログ等、申請品の仕様が分かるものを添付すること。

(3) 同等品の認定判定は、当社で行うものとし、その結果は、「認定結果回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間 令和 8 年 10 月 30 日 (金) から令和 8 年 11 月 12 日 (木) まで

- (土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで)
- ロ 閲覧場所 〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル18階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
閲覧コーナー

7 質問書の提出及び回答

- (1) この入札説明書及び仕様等に対する質問は、次に従い、「質問書（任意様式）」の提出により行うものとする。
- イ 提出期限 令和8年10月9日（金）から令和8年11月2日（月）まで
(土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで)
- ロ 提出方法 書留郵便及びレターパックによる郵送とする。(同日同時刻必着)
郵送は、書留郵便で同日同時刻までに必着とする。封筒の表に「令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等」・「質問書在中」と朱書きすること。
- ハ 提出場所 5(1)ハに同じ
- (2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。
- イ 閲覧期限 令和8年11月12日（木）
- ロ 閲覧場所 6(3)ロに同じ

8 入札手続き及び落札者の決定

- (1) 入札書の提出期限及び場所
- イ 提出期限 令和8年11月11日（水）午後5時
- ロ 提出方法 同日同時刻必着での書留郵便及びレターパックによる郵送とする。
表封筒に「令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等」及び「入札書在中」と朱書きをすること。なお、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。
- ハ 提出場所 〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル18階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
契約課 電話 06-7526-5019

(2) 開札の日時及び場所

- イ 開札日時 令和8年11月12日(木) 11時
- ロ 開札場所 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター

(3) 入札方法

- イ 入札金額は総価を記載し、入札書(様式6)に記載される入札金額に対応した内訳明細書(様式7)を添付すること。
- ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに100分の10を加算した金額を落札価格とするので、見積った金額の課税金額のみに110分の100に相当する金額と非課税金額を合算した金額で入札書に記載すること。

(4) 入札参加者の開札時の立会は不要とする。

(5) 落札者がいない場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。

(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 落札者の決定方法について

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他の手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札手続きにおける交渉の有無 無
- (4) 契約書作成の要否 単価契約書により、契約書を作成するものとする。また同日付で、「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結する。
- (5) 支払条件 単価契約書のとおり。

10 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「独立行政法人と一定の関係を有

する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

1.1 問合せ先

5 (1)ハに同じ。

第2 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、揭示文兼入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において揭示文兼入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係社員の説明を求めることができる。

2 入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、揭示文兼入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

3 入札書は、書留郵便等をもって提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に件名、開札日時を記載し、提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書は、提出期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札書には、総額を記載すること。なお根拠資料として、入札価格の内訳明細書を添付すること。

8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに100分の10を加算した金額を落札価格とするので、見積った金額の課税金額のみに110分の100に相当する金額と非課税金額を合算した金額で入札書に記載すること。

9 入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない、入札書の提出をもって誓約したものとする。

(入札の辞退)

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあつては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札書の提出期限までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者は、入札書を提出後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札金額の記載を訂正したとき。

四 入札書の金額と内訳明細書のコピー金額が一致しないとき。

五 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその

名称及び代表者の記名)の判然としないとき。(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。)

六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

八 明らかに連合によると認められるとき。

九 第2条第9項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に関係のない社員を立ち会わせたうえで、掲示文兼入札説明書に示した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不可とする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない社員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

四 監督または検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

七 不誠実な入札をなしたと認められた者

(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札後この心得書、揭示文兼入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

第3 単価契約書

単 価 契 約 書(案)

- 1 契 約 の 名 称 令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契 約 期 間 契約締結日翌日から令和9年10月31日まで
- 4 契 約 単 価 別紙1単価表のとおり

上記の物品について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者

住 所 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル18階
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 印

受注者

住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び揭示文兼入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の別紙2注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 物品の納入に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 物価に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入が完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに代品を納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(売買代金の支払い)

第9条 受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙1の単価表に基づき算定した売買代金（以下「売買代金」という。）を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定による

ほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に継させたとき。
- 二 納期内又は納期経過後相当の期間内に注文書に基づく物品の納入を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）（4）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 納期までに物品の引渡しができないとき。

二 物品に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたとき。

き。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの

をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセント

の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるものの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

【別紙1】単価表

品目	想定規格等	金額 (円/税抜)
① 発電機	・ガスボンベ式発電機(折畳式キャリーハンドル付) ・寸法 全長365×幅262×高さ24mm ・本体重量19.5kg ガスパワー式 (ガセット™) 2本使用) ・定格出力 900VA(50Hz/60Hz切替式 交流)	円
② LED投光器セット	・LEDマルチランプ投光器 ・2200Lm、15W、電源コード5m ・三脚 取付位置高1200～2000mm ・コードリール 30M	円
③ LEDスタンドライト	・100W、10,000Lm、電源コード3m ・専用サービスコンセント、スイッチ、収納袋付	円
④ 炊出用具一式	・炊き出し器(灯油バーナー) ・寸法 口径550mm×高さ713mm 本体重量 22.3kg ・汁物調理量 最大28l(満水量38l) ・発熱量 16.0kw・1.67l/h・11.9h/20l ・安易に持ち運びが出来るよう、炊き出し器本体に四輪キャスターが付いていること。 ・基本セット内訳:ふた付き鍋、かまど、部材袋、火ばさみ、しゃもじ、水杓、すくいあみ、軍手、シートカバー	円
⑤ リヤカー	・アルミ製折りたたみ式(ノーバンクタイヤ) ・本体重量 約39kg ・積載可能荷重 300kg ・使用時寸法 全長1960×幅1140×高さ845mm 程度 ・折りたたみ時 全長1200×幅550×高さ845mm 程度	円
⑥ テント	・面積18.0㎡ 奥行3.0M 間口6.0M 以上 ・軒の高さ 1.8M 以 四方幕付き ・支柱の本数 6本 以上 ・名入れ可能(例:〇〇団地 連携防災テント)	円
⑦ 介助式車いす	・アルミ製ノーバンクタイヤ ・サイズ W620(280)mm×D965(870)mm×H875(660)mm ()は折り畳み時 ・重量 11KG 耐荷重 100KG ・2台1組	円
⑧ ライトセット	・LEDランタン(6個セット) 防塵防滴仕様、実用点灯時間:Highモード約34時間 Ecoモード約110時間 電池使用 ・LEDヘッドライト(6個セット) 防塵防滴仕様、実用点灯時間:最大約13時間、重量100g以下、電池使用	円
⑨ 拡声器ワイヤレスセット	・ショルダー型メガホン(本体) ・本体重量 3.8kg以下 ハンドマイク付き ・ホイッスル音付 800MHz帯ワイヤレス対応 ・定格30W(最大45W)	円
⑩ レスキューキットBOX	・救助用工具セット ・平バール、ボルトカッター、折込のこぎり、ハンマー、カケヤ ・バチツル、ショベル、誘導用ロープ、牛皮手袋、ゴーグル ・防塵マスク、ホイッスル、三角巾、ガーゼ、包帯、ウェットタオル等	円
⑪ 階段避難車	・本体重量 9.5kg ・最大荷重 182kg程度 ・収納時寸法 奥行220×幅520×高1020mm	円
⑫ 簡易無線機	・電池パック、充電器付 ・351MHz帯 デジタル: 82ch(30ch+52ch増) 上空利用: 15ch(5ch+10ch増) ※受信のみ ・送信出力 5W/1W 低周波出力 700mW 重量 約260g ・4台1組	円
⑬ 簡易担架(5枚セット)	・材質 表面PPスパンボンド不織布、裏面PPフィルム ・使用時サイズ 長さ1800×幅480mm(取手含まず) ・質量 450g 可搬重量 約120Kg	円
⑭ 段ボールベッド	・組み立て式 ・サイズ(組立時) 730×1900×高410mm程度 ・サイズ(収納時) 810×410×高210mm程度 ・重量 約8kg程度 ・4基1組	円
⑮ 小型倉庫	・寸法 間口1,790mm×奥行950mm×高さ2,085mm ・主要部分がスチールまたはガルバリウム鋼板に相当する金属製のもの ・耐食性を高める塗装が施されているもの ・引き戸(鍵付き・可能な限り左右どちらからでも開閉できるもの)	円

※上記一覧から各地方自治協ごとに定められた点数を上限として、希望する備品を選択してください。
※入札状況により備品自体が同等品と変わること、また点数が多少変わる可能性があります。
※「費用が発生」と記載のある品目は自治会負担による費用が発生します。

【別紙 2】

注 文 書

令和 8 年〇〇月〇〇日

殿

以下のとおり注文します。

納品先	住所	電話	納品日時	注文内容		備考
				品目	数量	
〇〇〇〇	〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町 〇－〇－〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

発注者 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
〇〇住まいセンター 〇〇課
担当 〇〇
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第4 仕様書

仕 様 書

件名 令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等

1 対象品目（物品）

別紙1「令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 想定規格等一覧」のとおり

2 納品先

別紙2「令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 配備先一覧」のとおり

3 納入期限（目安）

契約締結日翌日から令和9年10月31日まで

4 納品方法等

- (1) 納品は別紙2の団地の発注者等（発注者及び納品先を管轄する住まいセンター含む）が指示する場所に納品する。また、物品の搬入にあたっては、発注者等と協議のうえ、搬入場所、団地内外の道路条件、建物の配置等を十分考慮した方法により実施すること。

また、倉庫については、メーカーが指定する施工方法書等により施工するものとする。施工に当たっては安全対策について十分に配慮し、傾斜地、段差や軟弱地盤等の設置場所について、発注者等と協議して所要の措置を講ずるものとする。

なお、倉庫の搬入方法及び施工方法について、現地の事前確認を行う場合は、必ず発注者等に連絡の上実施すること。

- (2) 納品日時は契約締結後速やかに発注者等と調整の上決定する。
- (3) 物品の納品後、直ちに発注者等に通知し、物品一覧及び実施状況がわかる書類等を発注者等に提出のうえ発注者等の検査を受けるものとする。この場合、検査に不合格になったときは、新しい物品に取り替えるなど、所要の措置を講ずるものとする。
- (4) 物品に、発注者等が指定するシール（URロゴマーク）を用意し取付ける。
- (5) 物品の納入時に生じる発生材等について、不要なものは回収する。

- (6) 物品の納品時もしくは発注者等が指定する日時において、発注者等及び発注者等が指定する者に対し、当該物品の取扱い方法等を説明及び作動確認を行うものとし、作動確認に必要な燃料（燃料等を注入する必要がある場合は注入ロートを含む）及び保存可能な予備燃料（缶入燃料等）を予め用意する。また、使用燃料についての取扱いについても説明する。

なお、発注者等が認める場合に限り、取扱い方法を記載した書面等を添付し、電話等による説明も可とする。

- (7) 物品の引渡し時において、当該物品の本体及び付属品のほか、保証賠償責任保険証書(写し)、取扱説明書、図面、品目一覧（商品名、写真、メーカー名、使用燃料、問い合わせ先等記載）、等の関係書類を任意のファイル等に装丁し一部を発注者等に、一部を発注者等が指定する者に引き渡すものとする。
- (8) 納入期間内に、物品の取扱説明および軽微な修補について、発注者等及び発注者等が指定する者からの要請があった場合は無償で対応すること。
- (9) 納品に当たっての配送料は、受注者が負担するものとする。

5 その他

本業務における生成AIの取り扱いについては、別紙3「受注者等生成AIを合における取り扱いについて」を参照。

なお、本業務において、発注時点で個人情報等（別紙3に定める氏名等及び同意取得個人情報を除く。）、第三者の秘密情報及び利用権限のない著作物以外に発注者が指定する生成AIへの入力等禁止情報はない。

6 留意事項

その他の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、都度、発注者等と協議のうえ、発注者等の指示に従って所要の措置を講ずるものとする。

以 上

別紙1

令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 想定規格等一覧

品目	想定規格等(変更の可能性あり)	取扱説明 必須
① 発電機	・ガスボンベ式発電機(折畳式キャリーハンドル付) ・寸法 全長365×幅262×高524mm ・本体重量19.5kg ガスパワー式 (ガセット ンパ` 2本使用) ・定格出力 900VA(50Hz/60Hz切替式 交流)	○
② LED投光器セット	・LEDランプ投光器 ・2200Lm、15W、電源コード5m ・三脚 取付位置高1200～2000mm ・コードリール 30M	-
③ LEDスタンドライト	・100W、10,000Lm、電源コード3m ・専用サービスコンセント、スイッチ、収納袋付	-
④ 炊出用具一式	・炊き出し器(灯油バーナー) ・寸法 口径550mm×高さ713mm 本体重量 22.3kg ・汁物調理量 最大28l(満水量38l) ・発熱量 16.0kw・1.67l/h:11.9h/20l ・安易に持ち運びが出来るよう、炊き出し器本体に四輪キャスターが付いていること。 ・基本セット内訳:ふた付き鍋、かまど、部材袋、火ばさみ、しゃもじ、水杓、すくいあみ、軍手、シートカバー	○
⑤ リヤカー	・アルミ製折りたたみ式(ノーパンクタイヤ) ・本体重量 約39kg ・積載可能荷重 300kg ・使用時寸法 全長1960×幅1140×高845mm 程度 ・折りたたみ時 全長1200×幅550×高845mm 程度	-
⑥ テント	・面積18.0㎡ 奥行3.0M 間口6.0M 以上 ・軒の高さ 1.8M 以上 四方幕付き ・支柱の本数 6本 以上 ・名入れ可能(例:〇〇団地 連携防災テント)	-
⑦ 介助式車いす	・アルミ製ノーパンクタイヤ ・サイズ W620(280)mm×D965(870)mm×H875(660)mm ()は折り畳み時 ・重量 11KG 耐荷重 100KG ・2台1組	-
⑧ ライトセット	・LEDランタン(6個セット) 防塵防滴仕様、実用点灯時間:Highモード約34時間 Ecoモード約110時間 電池使用 ・LEDヘッドライト(6個セット) 防塵防滴仕様、実用点灯時間:最大約13時間、重量100g以下、電池使用	-
⑨ 拡声器ワイヤレスセット	・ショルダー型メガホン(本体) ・本体重量 3.8kg以下 ハンドマイク付き ・ホイッスル音付 800MHz帯ワイヤレス対応 ・定格30W(最大45W)	-
⑩ レスキューキットBOX	・救助用工具セット ・平バール、ボルトカッター、折込のこぎり、ハンマー、カケヤ ・パチツル、ショベル、誘導用ロープ、牛皮手袋、ゴーグル ・防塵マスク、ホイッスル、三角巾、ガーゼ、包帯、ウェットタオル等	-
⑪ 階段避難車	・本体重量 9.5kg ・最大荷重 182kg程度 ・収納時寸法 奥行220×幅520×高1020mm	○
⑫ 簡易無線機	・電池バック、充電器付 ・351MHz帯 デジタル: 82ch(30ch+52ch増) 上空利用: 15ch(5ch+10ch増) ※受信のみ ・送信出力 5W/1W 低周波出力 700mW 重量 約260g ・4台1組	○
⑬ 簡易担架(5枚セット)	・材質 表面PPスパンボンド不織布、裏面PPフィルム ・使用時サイズ 長さ1800×幅480mm(取手含まず) ・質量 450g 可搬重量 約120Kg	-
⑭ 段ボールベッド	・組み立て式 ・サイズ(組立時) 730×1900×高410mm程度 ・サイズ(収納時) 810×410×高210mm程度 ・重量 約8kg程度 ・4基1組	-
⑮ 小型倉庫	・寸法 間口1,790mm×奥行950mm×高さ2,085mm ・主要部分がスチールまたはガルバリウム鋼板に相当する金属製のもの ・耐食性を高める塗装が施されているもの ・引き戸(鍵付き・可能な限り左右どちらからでも開閉できるもの)	-

令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 配備先一覧

自治協	住まい センター 等	団地名	団地所在地
23区	東京東	立花一丁目	墨田区立花1-26他
	東京北	高島平	板橋区高島平2他
	東京南	品川八潮パークタウン 潮路南第一ハイツ	品川区八潮5-6
	小計 3 団地		
多摩	北多摩	神代	調布市西つつじヶ丘4-23、狛江市西野川1-25
		牟礼	三鷹市牟礼六丁目23
		小平	小平市喜平町3
		ひばりが丘パークヒルズ	西東京市ひばりが丘3-5、東久留米市ひばりが丘団地6他
		グリーンヒルズ東久留米	東久留米市上の原1-3他
		国立富士見台	国立市富士見台1-7他
		立川若葉町	立川市若葉町4-25-1
		けやき台	立川市若葉町一丁目13
		立川一番町東	立川市一番町六丁目8-1
	南多摩	百草	日野市百草999、多摩市和田1261
		鶴川	町田市鶴川5他
		館ヶ丘	八王子市館町1097
	小計 12 団地		
北海道	北海道	新木の花	札幌市豊平区平岸1条4丁目3番1他
		花川中央	石狩市花川北3条3丁目4番
	小計 2 団地		

令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 配備先一覧

自治協	住まい センター 等	団地名	団地所在地
千葉 茨城	横浜	花見川	千葉市花見川区花見川4-16
		真砂第一	千葉市美浜区真砂4他
	千葉	金杉台	船橋市金杉台1他
	千葉北	小金原	松戸市小金原6-13他
		牧の原（1街区）	松戸市牧の原435-1
		戸頭	取手市戸頭4他
	小計 6 団地		
神奈川	横浜	西菅田	横浜市神奈川区菅田町488他
		コンフォール明神台	横浜市保土ヶ谷区明神台1
	神奈川西	上和田	大和市上和田2412
		辻堂	藤沢市辻堂西海岸2
		善行	藤沢市善行団地1-1他
	横浜南	公田町	横浜市栄区公田町740
		飯島	横浜市栄区飯島町527
	小計 7 団地		
埼玉	東埼玉	コンフォール松原	草加市松原1-4他
	浦和	北本	北本市栄7
		コンフォール本郷町	さいたま市北区本郷町971
		戸田	戸田市下前1-10
	西埼玉	プラザシティ新所沢	所沢市緑町1-16-9
	小計 5 団地		

令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 配備先一覧

自治協	住まい センター 等	団地名	団地所在地
東海	名古屋	鳴海	名古屋市緑区鳴海町字細根84-4他
		岩倉	岩倉市東新町釜之口4-1他
	小計 2 団地		
関西	千里	アーベイン東三国	大阪市淀川区東三国二丁目9番他
		富田	高槻市牧田町1番他
	大阪	西長堀	大阪支西区北堀江四丁目2番40
		香里ヶ丘さくらぎ街	枚方市香里ヶ丘五丁目7番他
	泉北	金剛	富田林市高辺台、久野喜台、寺池台
		津久野南	堺市西区草部1800番地
	京都	保津川	亀岡市北河原町二丁目6番地他
		洛西境谷東（非加盟）	京都市西京区大原野東境谷町一丁目 1 番
	奈良	西大和片岡台	北葛城郡上牧町片岡台三丁目1番地
	阪神	アルビス寺本	伊丹市寺本四丁目70番・72番1
		浜甲子園	西宮市古川町3番・枝川町5番他
		逆瀬川	宝塚市野上六丁目5番
		パークタウン西武庫	尼崎市武庫元町三丁目5番
	小計 13 団地		

令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 配備先一覧

自治協	住まい センター 等	団地名	団地所在地
福岡	福岡	アーベインルネス貝塚	福岡市東区貝塚団地
		アーベインルネス友泉	福岡市中央区梅光園三丁目
		四箇田	福岡市早良区四箇田団地
		荒江	福岡市城南区荒江団地
		宝台	福岡市城南区宝台団地
		原	福岡市早良区原団地
	小計 6 団地		
	北九州	北九州	志徳
徳力			北九州市小倉南区徳力団地
小計 2 団地			
合計 58 団地			

別紙 3

受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて

本別紙は、仕様書の一部を構成するものであり、本業務において受注者等が生成 AI を利用する場合の条件及び手続を定めるものである。受注者等は、本業務において生成 AI を利用する場合には、本契約及び仕様書に従い、生成 AI 及び生成物を適正に取り扱わなければならない。

1 目的及び適用

- (1) 本別紙は、生成 AI の適切な活用により本業務の効率化及び品質向上を図るとともに、情報漏えい、不正確な出力、第三者の権利侵害その他のリスクを適切に管理することを目的とする。
- (2) 本別紙は、受注者（請負者、受託者その他名称を問わず本業務を実施する者をいう。）又は当該受注者から本業務の全部若しくは一部について再委託若しくは下請負を受けた者（これらの者からさらに再委託又は下請負を受けた者を含み、これらを総称して「再委託先等」という。）（以下、「受注者等」という。）が、本業務の遂行手段として自ら契約し、又は管理する生成 AI を利用する場合に適用する。
- (3) 本業務において受注者等のいずれも生成 AI を利用しない場合、本別紙別添「生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書」（以下、「確認書兼誓約書」という。）の発注者への提出は要しない。

2 用語の定義

- (1) 「生成 AI」とは、人工知能に関する技術を用いて、利用者による情報の入力又はアップロード（以下、「入力等」という。）に応じ、文章、画像その他の情報を生成する機能を有するシステム、プログラム又はクラウドサービスをいう。
- (2) 「生成物」とは、受注者等が生成 AI を利用して得た文章、画像その他の情報をいう。
- (3) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号を含む情報をいう。
- (4) 「氏名等」とは、発注者の職員及び受注者等の氏名、役職、所属及び業務用連絡先のうち、本業務の遂行に必要なものをいう。
- (5) 「同意取得個人情報」とは、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得た個人情報をいう。ただし、要配慮個人情報及び個人番号を含む情報を除く。

3 生成 AI を利用するための条件及び手続

- (1) 受注者等は、本業務の遂行のために生成 AI を利用することができる。ただし、「4 入力等条件」の全てを満たし、「5 利用する生成 AI の安全要件」（以下、「安全要件」という。）の全てに適合する場合に限る。なお、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。
- (2) 受注者は、生成 AI の利用開始前に、あらかじめ確認書兼誓約書を発注者に提出しなければならないものとし、受注者等は、発注者から当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後、利用を開始するものとする。なお、受注者による確認書兼誓約書の提出及び発注者による当該連絡又は(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び本別紙に基づく義務及び責任を免除又は軽減するものではない。
- (3) 受注者等が複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合、受注者は、それぞれについて安全要件への適合を確認し、生成 AI サービス又は契約プランごとに確認書兼誓約書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 発注者は、確認書兼誓約書の記載内容を確認し、記載内容に不備がある場合又は受注者等による生成 AI の利用が本契約及び本別紙に適合しないと認める場合、受注者等に対し、確認書兼誓約書の修正、当該利用の停止その他必要な措置を求めることができる。

4 入力等条件

- (1) 受注者等は、次に掲げる情報を生成 AI に入力等してはならない。

区分	生成 AI に入力等してはならない情報
ア	個人情報等（氏名等及び同意取得個人情報を除く。）
イ	第三者の秘密情報（受注者等が第三者に対して秘密保持義務を負う情報をいう。）
ウ	受注者等が利用する権限を有しない著作物その他第三者の権利の対象となる情報
エ	発注者が生成 AI への入力等を禁止した情報

- (2) 氏名等は、議事録の作成その他本業務の遂行に必要な範囲で入力等することができる。
- (3) 同意取得個人情報は、本人に明示した利用目的の達成に必要な範囲に限り、生成 AI に入力等することができる。この場合、受注者等は、入力等を行う前に、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得ていることを確認しなければならない。

- (4) 発注者は、本業務の内容、情報の性質その他の事情を踏まえ、生成 AI への入力等を禁止する情報を指定することができ、受注者等は、当該指定に従わなければならない。
- (5) 受注者等は、入力等を行う情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定するものとし、入力等可否に疑義がある場合は、当該情報を入力等する前に、あらかじめ発注者に確認するものとする。

5 利用する生成 AI の安全要件

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認し、利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が次の安全要件に適合することを確認しなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9 は適用しない。

No.	安全要件
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 （ア）受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 （イ）生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報

No.	安全要件
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。

6 生成物の確認及び利用

- (1) 受注者等は、生成物を本業務に係る判断、処理、成果物の作成、発注者への提出物の作成その他本業務の遂行に利用する場合、自らの責任において、その内容及び利用の適否を確認し、必要な修正を行わなければならない。
- (2) 受注者等は、生成物のみに基づいて本業務に係る判断その他の業務遂行を行ってはならない。
- (3) 受注者等は、生成物に虚偽若しくは誤り、第三者の著作権その他の権利を侵害する内容、偏見及び差別を含む内容又は本業務に不適切な内容が含まれていないことを確認しなければならない。
- (4) 受注者等は、(1)から(3)までの確認の結果、生成物に修正を加えずに、成果物、発注者への提出物その他発注者に提示する資料等に使用する場合、生成 AI を利用して作成した旨を当該成果物等に明記しなければならない。
- (5) (4)の明記は、受注者等の本業務に関する義務及び責任を免除又は軽減するものではない。

7 適合状態の維持、変更時の対応及び利用終了

- (1) 受注者は、生成 AI の利用期間中、安全要件への適合状態を維持するとともに、再委託先等に維持させなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。
- (2) 利用規約、契約プラン、利用環境、設定その他安全要件への適合に影響する事項に変更があった場合、受注者は、変更後の生成 AI 利用開始前に、安全要件への適合状態を再確認しなければならない。
- (3) 受注者等は、(2)の再確認により、安全要件への適合を確認できない場合、当該生成 AI を利用してはならない。

- (4) 受注者は、(2)の再確認の結果、確認書兼誓約書の「1 基本情報及び利用する生成 AI」の記載内容に変更が生じる場合、変更後の利用開始前に、変更後の確認書兼誓約書を発注者に再提出しなければならない。受注者等は、発注者から変更後の内容で当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後に、利用を開始する。
- (5) 生成 AI の利用を終了した場合、受注者等は、安全要件 No. 6 記載の運用に従い、生成 AI サービス上の入力等情報及び生成物を削除し、又は削除されることを確保しなければならない。なお、同 No. 6 に定める受注者等が削除を要しない情報については、削除対象に含まないが、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いてはならない。
- (6) 受注者は、発注者から求めがあった場合、再委託先等による利用を含む生成 AI の利用状況、安全要件への適合状況及びこれらの確認方法を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

8 事故、不適合等への対応

- (1) 受注者は、事故、安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合、直ちに生成 AI の利用を停止し又は再委託先等に利用を停止させ、発生した事象、影響範囲及び講じた措置を速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の求めに応じ、必要な調査、是正、影響拡大の防止、再発防止その他の対応を行わなければならない。
- (3) 受注者は、発注者から求めがあった場合、安全要件への適合を確認した方法、事故等への対応状況を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

9 再委託

- (1) 受注者は、再委託先等に生成 AI を利用させる場合、当該利用が本契約及び本別紙に反しないことを確認した上で、当該再委託先等に本別紙及び確認書兼誓約書に定める受注者の義務と同等の義務を課し、これを遵守させなければならない。
- (2) 再委託先等による生成 AI の利用及び生成物の取扱いについて、受注者は、自ら行った場合と同様に、本契約及び本別紙に基づく責任を負う。
- (3) 受注者は、再委託先等が利用する生成 AI についても、その利用開始前に、当該再委託先等を明記した確認書兼誓約書を提出しなければならない。

10 成果物としての生成 AI システムとの関係

- (1) 発注者が利用することを目的として、本業務の成果物として生成 AI システムを構築又は導入する場合であっても、受注者等が本業務の遂行手段として別の生成 AI を利用するときは、その利用に本別紙を適用する。
- (2) 成果物として構築又は導入される生成 AI システムそのものの仕様、利用条件、検証及び導入後の運用管理については、仕様書その他発注者が定める条件による。

11 本別紙への違反等

受注者等が本別紙又は確認書兼誓約書に違反した場合、発注者は、生成 AI の利用停止、是正、再発防止策の提出その他必要な措置を求めることができる。この場合において、発注者は、本項に定める措置に加え、本契約に基づく解除、損害賠償請求その他の権利を行使することができる。

以 上

生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書

本確認書兼誓約書（以下、「本書」という。）は、仕様書別紙「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」（以下、「仕様書別紙」という。）に基づき、受注者等が本業務において生成 AI を利用する場合に、利用する生成 AI 及び安全要件への適合状況を受注者が確認するとともに、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守することを誓約するものです。

1 基本情報及び利用する生成 AI

契約件名	
受注者名	
生成 AI サービス名	
提供事業者	
契約プラン	
基盤モデル（モデルの名称（系列））	
本業務における利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託先等	再委託先等による利用： ☐ 無 ☐ 有 (会社名称：)

複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合は、サービス又は契約プランごとに本書を作成するものとします。基盤モデルを複数のモデルから選択可能なサービスを利用する場合は、本業務で利用するモデルを記載してください。また、再委託先等が生成 AI を利用する場合、受注者は、当該再委託先等に係る別葉の確認書兼誓約書を提出するものとします。

2 安全要件への適合確認

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認してください。利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が以下の安全要件に適合していることを確認した上で、確認結果欄の「適合」にチェックしてください。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9 の「該当なし」にチェックしてください。

No.	安全要件	確認結果
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。	☐ 適合
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。	☐ 適合
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。	☐ 適合
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。	☐ 適合
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。	☐ 適合

No.	安全要件	確認結果
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 (ア) 受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 (イ) 生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報	☐ 適合
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。	☐ 適合
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。	☐ 適合
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。	☐ 適合 ☐ 該当なし
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。	☐ 適合
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。	☐ 適合

3 受注者の確認及び誓約

- ・受注者は、本書の記載内容が真実かつ正確であり、利用する生成 AI が本書「2 安全要件への適合確認」（以下、「適合確認」という。）に掲げる安全要件に適合していることを確認するとともに、生成 AI の利用に当たり、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守します。再委託先等に生成 AI を利用させる場合は、仕様書別紙「9 再委託」に定めるところにより、当該再委託先等にも遵守させます。（再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、適合確認 No. 9 については「該当なし」となります。）
- ・受注者は、生成 AI に入力等する情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定し、仕様書別紙「4 入力等条件」(1)に定める生成 AI に入力等をしてはならない情報を入力等しないことを誓約します。
- ・受注者は、同意取得個人情報生成 AI に入力等する場合、仕様書別紙「4 入力等条件」(3)に定める確認を行うとともに、当該確認に係る記録を保持し、発注者の求めに応じて提示します。
- ・本書の提出及び発注者による生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡又は仕様書別紙「3 生成 AI を利用するための条件及び手続」(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び仕様書別紙に基づく義務及び責任を免除し、又は軽減するものではないことを確認します。

以上について確認し、誓約します。

提出日	令和 年 月 日
商号又は名称	
代表者氏名	印
作成者 (担当部署/氏名)	担当部署： 氏名：
連絡先 (電話番号/メールアドレス)	電話番号： メールアドレス：

第5 個人情報等の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 独立行政法人都市再生機構の顧客に関する情報
- 三 株式会社URコミュニティの社員に関する情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等进行处理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル18階
氏名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等(紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図 (様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

株式会社*****
代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：
連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、
本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個
人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確認 結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確 認 内 容	確認 結果	備考
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ e メール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		

確 認 内 容	確認 結果	備考
る。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

第6 提出書類様式

提出書類一覧表

- ・ 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書や入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
- ・ 所定様式がある場合は、当該様式を使用すること。当該様式を PC 等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

●競争参加資格確認申請書提出時に必要な書類

No.	必要書類（使用する様式）	備 考
1	競争参加資格確認申請書（様式1）	※有資格者名簿は機構 HP に掲載しているので、登録番号を記載又は該当部分を印刷して添付すること。
2	会社概要書（様式2）	会社案内書等を添付すること。
3	納品物品保証書（様式3）	

●入札に際し提出が必要な書類一式

No.	必要書類（使用する様式）	備 考
1	使用印鑑届（様式5－1）又は年間委任状（様式5－2）	令和7・8年分を提出していない場合は、 令和8年11月11日（水） までに郵送にて提出すること。
2	委任状（様式5－3）	押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者並びに連絡先を記載すること。
3	入札書（様式6）	押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者並びに連絡先を記載すること。

※入札書に担当者の印鑑を押印する場合は、委任状又は復代理委任状が必要です。機構 HP（<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>）に掲載されたひな形を参考に作成し、入札書と一緒にご提出ください。

競争参加資格確認申請書（様式1）

本競争に必要な「物品販売」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり
□申請中⇒□新規又は更新 □工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）
登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 □済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年10月9日付けで公示のありました令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の
購入等に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者で
ないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 会社概要書（様式2）
2 納品物品保証書（様式3）

以 上

会 社 概 要 書

称号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本店	所在地	
	電話番号 (F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	

注) 会社案内書等を添付してください。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

住所
氏名

印※

納品物品保証書

入札件名「令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等」の競争参加に当たり、納入物品については、下記の事項を遵守することを保証いたします。

記

- (1) 納入後1年以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
- (2) 構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記(1)に関わらず、発注者と受注者協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
- (3) 納入後1年以上経過した物品においても、故障した場合にアフターサービスの窓口として迅速に対応するものとする。

以上

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○ ○○部 ○○ ○○
連絡先（電話番号）1 : ○○-○○○○-○○○○
連絡先（電話番号）2 : ○○-○○○○-○○○○

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

同等品申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

会社名
住 所
代表者名

入札件名「令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等」において仕様書記載の物品と同等又は同等品以上の物品として、以下記載の物品をもって応札したく申請いたします。

同等品申請書（様式4）

提案する物品

○メーカー

○品 名

○規格・仕様（別紙による添付も可とする）

※製品の取扱説明書や製品紹介URL、カタログ等、申請品の仕様が分かるものを添付・記載すること。（特定調達物品についてはグリーン購入法適合商品であることが確認できる資料を添付すること）

以 上

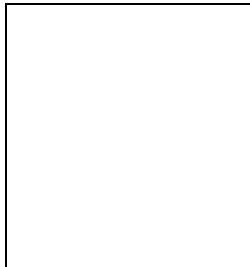
入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していたければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）を提出してください。
なお、委任事項に契約行為等を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

以 上

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

注2 使用印を届け出る本支社等、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

（委任者） 住所
商号又は名称
氏名

印

（受任者） 住所
商号又は名称
氏名

印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティの発注する、物品役務に関し、下記のとおり権限を委任し
ます。

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

委任状（様式５－３）

（押印する場合）

※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センターの発注する令和８年度自主防
災組織用防災倉庫及び用具の購入等に関し、下記の権限を委任します。

記

1

2

代 理 人
使用印鑑

印

年 月 日

（委任者）住 所
 商号又は名称
代 表 者

印

（受任者）住 所
 氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

- 注１ 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。
 ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- ２ 委任事項は、明確に記載すること。
- ３ 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押
 印すること。

(押印する場合)

※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須

記載例

委任状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ西日本業務センターの発注する令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等に関し、下記の権限を委任します。

記

1

2

代理人
使用印鑑

印

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

印

(受任者)	住氏	所名
-------	----	----

印

代理人（受任者）使用印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。
ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

委任状（様式５－３）

（押印を省略する場合）

※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センターの発注する令和８年度自主防
災組織用防災倉庫及び用具の購入等に関し、下記の権限を委任します。

記

1
2

年 月 日

（委任者）住 所
 商号又は名称
代 表 者

（受任者）住 所
 氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

注１ 委任事項は、明確に記載すること。

２ 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社
が記名すること。

３ 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

(押印を省略する場合)

※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可

記載例

委 任 状

私は 〇〇〇〇を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センターの発注する令和８年度自主防
災組織用防災倉庫及び用具の購入等に関し、下記の権限を委任します。

記

1
2

契約行為等、押印省略対象外となる手続を含まないこと

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿 殿

揭示等又は競争入札等執行通知書に記載
のある組織・役職及び氏名

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 〇〇氏
担当者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 〇〇氏
連絡先（電話番号） 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先（電話番号） 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先は責任者と担当者で２つ以上記
載することが望ましいが、１つしか無
ければ１つでも可。

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可

注１ 委任事項は、明確に記載すること。

２ 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社
が記名すること。３ 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

入札書（様式6）

（押印する場合）

入札書

金 _____ 円

※内訳明細書（様式7）を同封してください。

ただし、令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等
入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人) 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

連絡先	開札結果通知先 ファクシミリ番号	()
	連絡先担当者名	
	連絡先電話番号	()

(押印する場合)

記載例

入 札 書

金 _____ 円

※内訳明細書（様式7）を同封してください。

ただし、令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等
入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

代表者本人または
代理人の氏名

印

代表者の場合：実印または使用印
代理人の場合：委任状により届け出た使用印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

連絡先	開札結果通知先 ファクシミリ番号	()
	連絡先担当者名	
	連絡先電話番号	()

(押印を省略する場合)

入札書

金 _____ 円

※内訳明細書（様式7）を同封してください。

ただし、令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等
入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

開札結果通知先
ファクシミリ番号

()

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○
担当者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○ ○○部 ○○ ○○
連絡先（電話番号）1 : ○○-○○○○-○○○○
連絡先（電話番号）2 : ○○-○○○○-○○○○

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印を省略する場合)

記載例

入 札 書

金 _____ 円

※内訳明細書（様式7）を同封してください。

ただし、令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等
入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

代表者本人または代理人の氏名

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

押印不要

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織・役職及び氏名

開札結果通知先
ファクシミリ番号

連絡先は責任者と担当者と2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇
担当者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇
連絡先（電話番号）1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先（電話番号）2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載も可。

内訳明細書（様式7）

別紙1

令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具 想定規格等一覧

品目	想定規格等(変更の可能性あり)	a 予定数量	b 単価金額 (円/税抜)	c 小計(a×b) (円/税抜)
① 発電機 (注1・2)	・ガスボンベ式発電機(折畳式キャリーハンドル付) ・寸法 全長365×幅262×高524mm ・本体重量19.5kg ガスボンベ式 (ガットボンベ 2本使用) ・定格出力 900VA(50Hz/60Hz切替式 交流)	19	円	円
② LED投光器セット (注1)	・LEDランプ投光器 ・2200Lm、15W、電源コード5m ・三脚 取付位置高1200～2000mm ・コードリール 30M	3	円	円
③ LEDスタンドライト (注1)	・100W、10,000Lm、電源コード3m ・専用サービコンセント、スイッチ、収納袋付	12	円	円
④ 炊出用具一式 (注1)	・炊き出し器(灯油/バーナー) ・寸法 口径550mm×高さ713mm 本体重量 22.3kg ・汁物調理量 最大28l(満水量38l) ・発熱量 16.0kw・1.67l/h:11.9h/20l ・安易に持ち運びが出来るよう、炊き出し器本体に四輪キャスターが付いていること。 ・基本セット内訳:ふた付き鍋、かまど、部材袋、火ばさみ、しゃもじ、水杓、すくいあみ、軍手、シートカバー	2	円	円
⑤ リヤカー (注1)	・アルミ製折りたたみ式(ノーパンクタイヤ) ・本体重量 約39kg ・積載可能荷重 300kg ・使用時寸法 全長1960×幅1140×高845mm 程度 ・折りたたみ時 全長1200×幅550×高845mm 程度	3	円	円
⑥ テント (注1・2)	・面積18.0㎡ 奥行3.0M 間口6.0M 以上 ・軒の高さ 1.8M 以上 四方幕付き ・支柱の本数 6本 以上 ・名入れ可能(例:〇〇団地 連携防災テント)	7	円	円
⑦ 介助式車いす	・アルミ製ノーパンクタイヤ ・サイズ W620(280)mm×D965(870)mm×H875(660)mm ()は折り畳み時 ・重量 11KG 耐荷重 100KG ・2台1組	4	円	円
⑧ ライトセット (注1)	・LEDランタン(6個セット) 防塵防滴仕様、実用点灯時間:Highモード約34時間 Ecoモード約110時間 電池使用 ・LEDヘッドライト(6個セット) 防塵防滴仕様、実用点灯時間:最大約13時間、重量100g以下、電池使用	5	円	円
⑨ 拡声器ワイヤレスセット (注1)	・ショルダー型メガホン(本体) ・本体重量 3.8kg以下 ハンドマイク付き ・ホイッスル音付 800MHz帯ワイヤレス対応 ・定格30W(最大45W)	2	円	円
⑩ レスキューキットBOX (注1)	・救助用工具セット ・平バール、ボルトカッター、折込のこぎり、ハンマー、カケヤ ・パチツル、ショベル、誘導用ロープ、牛皮手袋、ゴーグル ・防塵マスク、ホイッスル、三角巾、ガーゼ、包帯、ウェットタオル等	1	円	円
⑪ 階段避難車 (注1)	・本体重量 9.5kg ・最大荷重 182kg程度 ・収納時寸法 奥行220×幅520×高1020mm	3	円	円
⑫ 簡易無線機 (注1)	・電池パック、充電器付 ・351MHz帯 デジタル: 82ch(30ch+52ch増) 上空利用: 15ch(5ch+10ch増) ※受信のみ ・送信出力 5W/1W 低周波出力 700mW 重量 約260g ・4台1組	2	円	円
⑬ 簡易担架(5枚セット) (注1)	・材質 表面PPスパンボンド不織布、裏面PPフィルム ・使用時サイズ 長さ1800×幅480mm(取手含まず) ・質量 450g 可搬重量 約120Kg	1	円	円
⑭ 段ボールベッド (注1)	・組み立て式 ・サイズ(組立時) 730×1900×高410mm程度 ・サイズ(収納時) 810×410×高210mm程度 ・重量 約8kg程度 ・4基1組	1	円	円
⑮ 小型倉庫 (注1)	・寸法 間口1,790mm×奥行950mm×高さ2,085mm ・主要部分がスチールまたはガルバリウム鋼板に相当する金属製のもの ・耐食性を高める塗装が施されているもの ・引き戸(鍵付き・可能な限り左右どちらからでも開閉できるもの)	2	円	円
(注1) 同等品については、予め発注者に『同等品申請書』及びカタログ、仕様をわかりやすく記した資料等を提出し、承諾を得ること。 (注2) 上記備品のうち、特定調達品目の同等品については、可能な限り、特定調達物品(グリーン購入法適合商品)とすること。 (注3) 合計欄に記載の金額と入札書に記載された入札金額が一致していること。 (注4) それぞれの単価には一切の諸経費を含んだ価格を計上すること。 (注5) 予定数量は、記載通りの発注を確約するものではない。 (注6) 品目の介助式車いすについては非課税			合計(税抜)	円

↑この金額を入札書に記載してください

中封筒見本

表	裏
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本業務センター センター長 河邊 清和 殿 件名…令和8年度自主防災組織用防災倉庫及び用具の購入等 入札書 開札日時…令和8年11月12日（木） 11時 (押印省略)	所在地 会社名 氏名 委任している場合は、代理人の氏名

※押印を省略する場合は中封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。